

事 業 主 殿

栃 木 労 働 局 長  
(一社) 栃木県労働基準協会連合会長

職場における化学物質管理の法令改正に関する研修会の開催について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、職場で使用する化学物質による労働災害は、年間450件前後と高水準で推移し、重篤な職業性疾病を発症する事例も後を絶たない状況となっています。

厚生労働省では、このような状況を踏まえて検討が行われた「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告」を受けて、SDS交付義務対象の化学物質（以下「SDS対象化学物質」）に係る自律的管理を中心とする法令の改正を行い、この法令改正が令和5年4月1日から本格的に施行されることとなっています。

このため、今般、栃木労働局（以下「局」）と栃木県労働基準協会連合会（以下「連合会」）の共催により、前記検討会の座長を務められた「城内 博」先生を講師にお迎えし、法令の改正についてその背景を含めてわかりやすく御解説いただく研修会を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、SDS対象化学物質を取扱う事業場のご担当者様の出席をお願い申し上げますとともに、ご出席される場合には、資料準備の都合がありますので、裏面の参加申込書により令和5年1月26日（木）までに連合会宛てメール（E-mail info@tochikiren.or.jp）にて申込くださるようお願いいたします。なお、申込書につきましては、下記4の局ホームページ又は連合会ホームページからダウンロードしてご使用ください。また、申込の受付につきましては、定員（150名）に達し次第終了させていただくこととしておりますが、城内先生による研修会は全国各地で開催され、いずれも申込者数が定員を超えている状況ですのでお早めの申込をお願いいたします。

記

1. 日 時 令和5年2月9日（木）午後2時から
2. 場 所 パルティとちぎ男女共同参画センター  
(〒320 - 0071 宇都宮市野沢 4 - 1 Tel 028 - 665 - 7700)
3. 講 演 「化学物質管理の大転換～法令準拠型から自律的管理へ～」  
(化学物質の新たな自律的管理と事業者の役割)  
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター長 城内 博 氏
4. 申込書掲載ホームページ  
労働局HP [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00806.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00806.html)  
連合会HP [www.tochikiren.or.jp/kagakubushitsukanri.html](http://www.tochikiren.or.jp/kagakubushitsukanri.html)
5. 申込先・問合せ先 (一社) 栃木県労働基準協会連合会 (担当 堀澤)  
電話 028 - 678 - 2771 FAX 028 - 678 - 2775  
住所 宇都宮市築瀬町 1958 - 1 栃木県建設産業会館内